

平成 28 年 6 月 3 日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

議会運営委員会

委員長 森島守人

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) 議員派遣について
(4) その他

- 2 調査の経過 6 月 3 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙のとおりとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
議員派遣については、これを了承した。
その他で、議案配布について、議会報告会での意見・要望事項の取扱いについて、議員表彰の伝達について協議した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会について
- (2) 閉会中の所管事務調査について
- (3) 議員派遣について
- (4) その他

2 日 時 平成 28 年 6 月 3 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 岡部計夫、遠藤徳一、渡辺一美、高野甲子雄、本田 篤、森島守人、大屋角政、(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 小幡副市長、角家総務課長、堀沢財政課長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

森島委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会について

森島委員長 日程第 1、平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。

(1) 付議事件について、執行部から説明をお願いいたします。

角家総務課長 それでは、付議事件一覧表の順番に説明させていただきます。事件番号 1 番、専決処分の承認を求めることについて（魚沼市税条例の一部改正について）については、地方税法等の改正に伴い、4 月 1 日からの施行を要した市税条例の一部改正について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものです。行政不服審査法改正に伴う文言改正などを行っています。2 番、専決処分の承認を求めることについて（魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）については、同じく地方税法等の改正に伴い、4 月 1 日からの施行を要した国民健康保険税条例の一部改正について、同じく専決処

分を行ったものです。課税限度額の変更及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更などを行っています。

堀沢財政課長　　続きまして、補正予算案件 2 件につきまして説明させていただきます。まず、付議事件番号 3 番、平成 28 年度魚沼市一般会計補正予算（第 1 号）であります。主な補正内容につきましては、水の郷工業団地の 2 期工事に伴う貸付金、ふるさと寄附の増額見込みに伴うもの、国の平成 27 年度の補正予算において採択となったことに伴い、繰越明許費と重複して予算化していました湯之谷中学校校舎改修工事費の減額、記録的少雪に伴う緊急雇用対策としての修繕費・工事請負費等の増額などについて補正をお願いするものであります。次に、付議事件番号 4 番、平成 28 年度 魚沼市工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今ほど一般会計補正予算で説明のとおり、未造成の計画地について事業着手するための補正をお願いするものです。

角家総務課長　　続きまして、付議事件番号 5 番、魚沼市文化会館条例の一部改正については、小出郷文化会館の職員の職務及び選任の改正、並びに同施設を指定管理施設にできる内容への改正を行うものです。6 番です。魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における運動用自動車、ビラ、ポスターなどの選挙運動の公費負担額について所要の改正を行うものです。7 番です。魚沼市自然環境保全条例の制定については、地域における多様な生態系などの自然環境を健全な状態で保全するため、市、事業者、市民等の責務や保全地区、保護動植物の指定、その他必要事項を新たに定めるものです。8 番です。魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正をするものです。9 番です。魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、同じく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正をするものです。ちなみに放課後児童支援員となる資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を追加するものです。10 番です。魚沼市立認定こども園条例の一部改正については、新園舎の完成に伴い、供用開始とともに位置の改正を行うものです。11 番です。魚沼市有住宅条例の一部改正については、市営住宅整備方針に基づき、月岡住宅の一部、6 棟 6 戸のうち 1 棟 1 戸及び西村住宅の全部、1 棟 4 戸を取り壊すものとし、用途廃止の改正を行う内容となります。12 番です。魚沼市産業拠点強化を促進するための市税の特例に関する条例の一部改正については、この条例に引用している地域再生法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものですが、引用している条文号数の繰り下げを行う内容になっています。

堀沢財政課長　　続きまして、付議事件番号 13 番、財産（救助工作車Ⅱ型）の取得についてから、16 番、財産（除雪ドーザ）の取得についてまでを説明いたします。仮契約を締結した救助工作車、ロータリー除雪車 2 台及び除雪ドーザ 1 台の購入につきまして、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議決をお願いするものであります。

角家総務課長　　引き続きまして、17 番、市道路線の認定についてから、19 番、市道路線の廃止についてまでは、道路法第 8 条及び第 10 条の規定により、認定 7 路線、変更 23 路線、

廃止2路線について議会の議決をお願いするものです。続いて20番、人権擁護委員候補者の推薦については、法務大臣の委嘱による人権擁護委員が、この9月30日をもって3年の任期が満了となるため、後任の候補者の推薦に当たり、議会の議決を求めるものです。現在12名のうち1名です。

堀沢財政課長 続きまして、報告案件に移らせていただきます。報告事案の提出につきまして、6件ですがご説明をさせていただきます。報告事件番号1番、平成27年度魚沼市一般会計継続費繰越計算書については、地方自治法第212条の規定に基づき、年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、平成27年度内に支出が終わらなかった逐次繰越額につきまして、同法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。報告事件番号2番、平成27年度魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法第213条の規定に基づき、平成27年度内にその支出を終わらない見込みであり、2月定例会で繰越明許費の議決をいただきました予算のうち、今年度の繰越した経費につきまして、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。報告事件番号3番、平成27年度魚沼市病院事業会計の繰越について、及び報告事件番号4番、平成27年度魚沼市下水道事業会計の繰越については、各事業会計における翌年度繰越額につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。報告事件番号5番及び6番につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、魚沼市が50%以上出資しております法人及び債務を負担している法人の経営状況を報告するもので、一般財団法人魚沼農耕舎、株式会社深雪の里の経営状況につきまして報告をするものであります。続いて追加予定につきまして、3ページですが、今ほど、経営状況の報告ということで説明させていただきました経営状況のほかに、9件の報告対象法人がございます。各法人の平成27年度決算を行います総会等の日程の関係で、一般財団法人魚沼市地域づくり振興公社の経営状況についてから、一般財団法人魚沼市医療公社の経営状況についてまでの6件につきましては、今定例会最終日の報告とさせていただきますと思います。なお、残る3件につきましては、株式会社ほりのうち、株式会社ユピオ及び長岡地域土地開発公社が該当しておりますが、これについては9月定例会での報告を予定しております。

角家総務課長 資料の2ページの下段にあります3件につきまして説明いたします。追加提出予定になります。恐縮ですが、あらかじめ契約名称の訂正をお願いいたします。こちらには、防災行政無線等整備工事請負契約と表示がございますが、こちらを、防災行政無線（移動系）デジタル化工事請負契約の締結について、に修正をお願いしたいと思います。追加事件番号1番です。防災行政無線（移動系）デジタル化工事請負契約の締結については、今年度限りとなる総務省の無線システム普及支援事業費等交付金と過疎債により、現在アナログ方式による移動系防災行政無線をデジタル化に移行する事業であり、その予定価格が地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付すべき金額となる請負契約となります。現在、交付申請中であり、交付決定の内示が今月下旬となる見込みであるため、議会最終日提案によるご審議と採決をお願いするものです。続いて、事件番号2番、魚沼市体育館条例の一部改正については、小出南部いきいきスポーツセンターの廃止に伴い、屋内体育施設のうちから同施設を用途廃止して削除するものです。

堀沢財政課長 続きまして、追加事件番号3番、市有財産の処分についてであります。今ほど総務課長が説明いたしました体育施設条例の一部改正と連動しているものであります

が、小出南部いきいきスポーツセンター施設を栄工舎株式会社に無償譲渡するものであります。以上です。

森島委員長 執行部から補足説明はありますか。(なし) 執行部からの説明が終わりましたので、ただいま説明のあった付議事件について質疑を行います。

渡辺委員 今ほどの追加予定のところの、魚沼市体育施設条例の一部改正と市有財産の処分についてなんですが、当初のほうにあげられなくて、こちらのほうに移すという理由が今ひとつきちんと聞き取れなかったと思うんですけど、そのあたりの理由をお聞かせください。

小幡副市長 相手先は栄工舎という話を出させてもらいましたが、隣接に栄工舎さんがございます。栄工舎が希望していたのは体育館を工場として使いたいということで、上物及び関連する設備は無償で譲渡する、土地については時勢価格で買っていただくということで、今、調整をしています。結果して、体育館が工場として使えないということになったため、無償譲渡するんですが、体育館は取り壊しをするということになりそうだということであります。それがまだはっきりしていなくて、できれば決まり次第ということで最終日提案にさせていただきたいということです。

大屋委員 番号3番の一般会計補正予算は説明がありましたが、総額でどれくらいの予算額になりますでしょうか。

堀沢財政課長 はい。水の郷工業団地への貸付金が9億2,500万円ございますし、ふるさと寄附の増額見込みに伴いまして、寄附自体で1億5,000万円という金額、それに伴います商品代金、郵送料等の補正まで含めると、その部分で2億3,280万円ちょっとくらいになりまして、総額といたしますと13億5,690万円という大幅な増額となります。

森島委員長 ほかに質疑はありますか。(なし) これで質疑を終わります。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) ご異議ないものと認めます。よって市長提出事件についてはこれを受けることに決定しました。次に議長受付事件について説明を求めます。

櫻井議会事務局長 (資料「平成28年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧」により説明)

森島委員長 ただいまの議長受付事件について、質疑はありますか。

渡辺委員 14番の議長受付事件の報告のところの私債権の放棄についてということで、報告ですけれども、それに対する質疑ができるかどうかということの1点と、私債権というのがなんであるかを、この場で教えていただければと思います。

堀沢財政課長 私債権の内容になります。一般会計におきましては学校給食費、水道事業会計での水道料金、ガス事業会計でのガス料金、下水道事業会計での下水道料金ということになっております。

森島委員長 もう1点の質疑については、これは議長の中で当日していただければと思いますので、そのことについては、ここでできるかできないかというのは議長のほうで取り扱っていただければと思いますので、回答は避けさせていただきたいと思います。ほかに質疑はありますか。(なし) これで質疑を終わります。議長受付事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) ご異議ないものと認めます。したがって、議長受付事件については、これを受けることに決定しました。次に、(2)付議事件の取扱いについて、ご審議願います。ア、イについて説明を求めます。議

会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 （資料「平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会付議事件一覧取扱(案)」により説明)

森島委員長 今ほど議会事務局長から説明がありました。説明のとおり取り扱いでよろしいでしょうか。(異議なし)では、そのように決定をいたしました。次に、ウの急施事件の取り扱いについて、議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 急施事件の取り扱いについてです。定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長で協議し、議会運営委員会で取り扱いを決定することとさせていただきたいと思っております。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)これで質疑を終わります。急施事件の取り扱いについて、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取り扱いを決定することとよろしいでしょうか。(異議なし)異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(2) 閉会中の所管事務調査について

森島委員長 日程第 2、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思っております。ご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。

(3) 議員派遣について

森島委員長 日程第 3、議員派遣についてを議題とします。お手元の配布資料のとおり、8 月 4 日の魚沼市・南魚沼市・十日町市議会役員合同研修会への参加。派遣議員は記載のとおりです。8 月 10 日の湯沢町・南魚沼市・魚沼市議会議員連絡協議会総会への参加。8 月 23 日の中越地区市議会合同議員研修会への参加の 3 件については、議員派遣とすることとし、最終日に議長発議とすることで異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、3 件については、閉会中に議員派遣を議長発議により行うことに決定いたしました。

(4) その他

森島委員長 日程第 4、その他を議題とします。まず、角家総務課長から発言を求めます。

角家総務課長 先の本委員会で、渡辺一美委員からご質問のありました「市長提出議案の議長送付期限の繰り上げ」につきまして、担当部門と検討したことにつきまして報告させていただきます。現在、議長送付は土日を含めて招集日の 3 日前までとしておりますが、これを、土日を数えずに平日だけの 3 日前までに変更できないかというお話でした。予算資

料を含む議案の集約、書式の調製、印刷製本から提出につきましては、現在も期限内の提出に気を配り心血を注いでいるところであります。付議事件が確定する議会運営委員会の開催期日などとも関係するところであります。こうしたことから、年間の議会日程計画が、既に示されている今年度におきましては、現行の計画により調製させていただくほか、金曜日にあたる場合は、当日の朝9時には送付することとし、この後は委員会期日の設定など翌年度以降の計画の中での見直しを検討していただければと考えております。

森島委員長　このことにつきましては、委員長預かりとして総務課長に宿題ということで投げかけさせてもらい、今ほど角家総務課長から報告がございました。一つは、金曜の同日の朝にするということですので、一つ前に進んでいるのではないかと思います。今後は、年間のスケジュールの中でやっていくということですので、本件については以上としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なし）異議なしと認めます。これからは委員会内部の協議になりますので、執行部から発言等がなければ、執行部は退席ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（異議なし）ないので執行部は退席願います。しばらくの間休憩といたします。

休　　憩（10：34）

再　　開（10：35）

森島委員長　休憩を解き会議を再開します。次に、議会報告会での意見・要望事項の取り扱いについて協議願いたいと思います。議会報告会実行委員会より意見・要望事項の取り扱いについて報告がなされております。なお、委員長である私から議長へも提出をさせていただき、皆さん方へ配布させていただいたところです。議会運営委員会の課題といたしまして、6項目となっております。このうちA区分とされました3項目についての取り扱いの検討をお願いします。2ページをご覧ください。7番は所管が全体となっております、議員定数の検討、並びに7ページの35番、議会運営、36番、議会運営・議会改革ということで、エフエム魚沼での本会議ライブ放送、会議中にあまり休憩時間を取らないような会議運営ということです。このことについて、皆さんからご意見等がありましたらお願いします。ただし、7番の議員定数の検討については、現在、検討中でありますので、今回は除かせていただいて、35番と36番の取り扱いについて皆さんからご意見をいただきたいと思いますのでお願いします。

渡辺委員　今後検討するにしても、エフエム魚沼は民間企業ですので、こちらからお願いするとなるとそれなりに予算等も絡んでくると思いますが、そのあたりの調査をしていかなければいけないのではないかという気がします。それと、そのほかに、どれとどれをエフエムで流していくのかというような検討もしていかなければいけないと思うんですけども、そうすると議運の中だけで検討していくというのが果たして合っているのかどうか。配信する委員会とか、あるいは本会議だけなのかとかいう検討が残るかと思んですけど、そのあたりどのようにお考えですか。

森島委員長　私の考え方というのが、いいのかどうかわかりませんが、本件については全議員の合意が前提だろうと思っておりますので、議長のほうにお願いし、各会派あるいは全

員協議会の中で引き続き検討をするというように持って行きたいと考えております。ここで結論を出すということではなくて、引き続き検討していくということにとどめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

渡辺委員 それについては了承させていただきます。その前に質問させていただきましたエフエム魚沼で流す場合の予算的なことについては、検討する前に参考資料などがあればありがたいと思うので、そのあたりは事務局のほうで調べていただくなり交渉していただくなりということは可能でしょうか。

櫻井議会事務局長 かかる経費が、必要であればどのくらいかかるか、事務局のほうで整えさせていただきます。

森島委員長 ではそのようなことを踏まえながら、今後、検討していくということでよろしいでしょうか。（はい）次に議員表彰の伝達等について協議を願いたいと思います。このたび、議員表彰を受けられる方は全国表彰、北信越表彰のいずれも在職 20 年以上表彰で、浅井守雄議長、及び在職 10 年以上で、森山英敏副議長、同じく私であります。恒例により表彰伝達式を本会議最終日の 7 月 1 日に行いたいと考えますが、この件についてご協議を願いたいと思います。異議ありませんか。（異議なし）では、市議会議長会の表彰伝達式を 7 月 1 日に行うことに決定いたしました。ほかに質疑等はありませんか。（なし）本日の会議録については、委員長に一任願います。以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

閉 会（10：42）